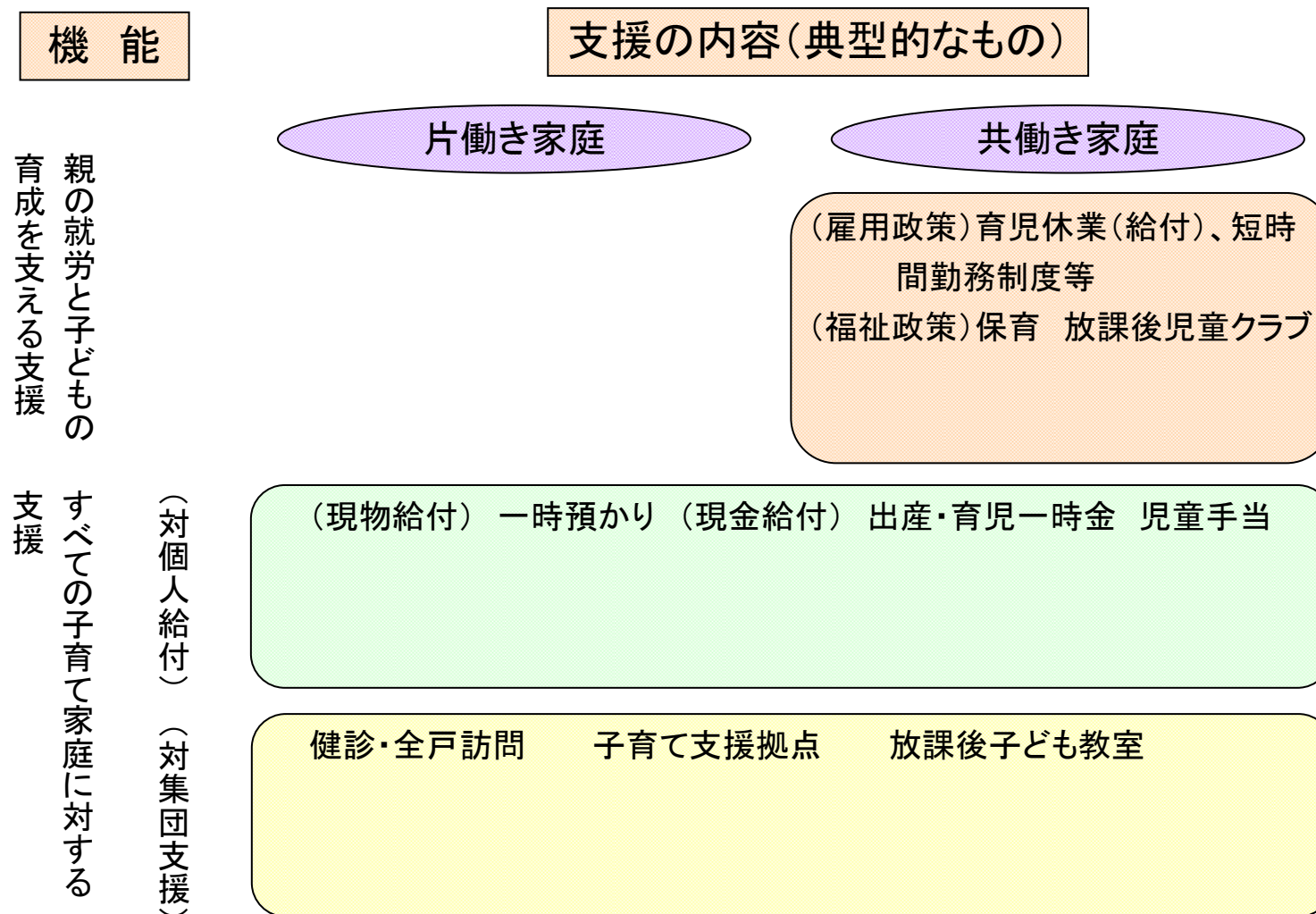


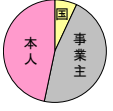
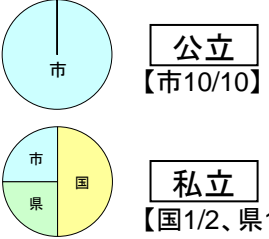
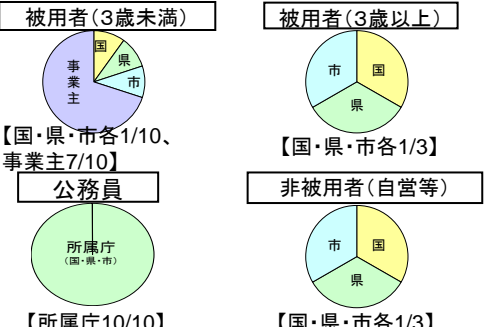


「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における 次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



(第5回基本戦略分科会(平成19年10月)資料より抜粋)

現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・ 給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	 <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、<u>労働者及び事業主の双方の共同連帯</u>により対処すべき事項であることから、<u>労使折半</u>により負担。 ・ また、保険事故である失業が政府の<u>経済・雇用政策とも無縁</u>ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、<u>一部を国庫負担</u>。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	 <p>公立 【市10/10】</p> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童福祉施設最低基準</u>(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための<u>費用の裏付け</u>をすることにより、<u>児童に対する公の責任</u>を果たそうとするもの。 ・ なお、公立保育所については、<u>地方自治体が自らその責任に基づいて設置</u>していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	 <p>被用者(3歳未満) 【国・県・市各1/10、事業主7/10】</p> <p>被用者(3歳以上) 【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員 【所属庁(国・県・市)10/10】</p> <p>非被用者(自営等) 【国・県・市各1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の将来を担う<u>児童の健全育成</u>の観点から、<u>国が一定の負担</u>。 ・ <u>地域住民の福祉増進</u>にも密接につながるため、<u>地方も一定の負担</u>。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、<u>将来の労働力確保</u>につながることから、被用者に対する支給分について、<u>事業主も一定の負担</u>。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域住民の福祉</u>に密接につながることで、<u>地方も一定の負担</u>。 ・ <u>現在及び将来の労働力確保</u>の観点から、<u>事業主も一定の負担</u>。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進</u>の一環として、<u>国の負担</u>による補助を行うもの。

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの
給付費の負担割合と利用者負担

(単位: 億円)

※100億円単位(100億円未満のものは10億円単位)で四捨五入している

給付・サービス 種別	給 付 費					利用者 負担	費用 総額	
	国	地方 都道府県市町村		事業主	個人			給付費 (合計)
育児休業給付 (※平成20年度予算ベース)	100	—	—	600	600	1300	—	1300
保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース)	—	—	3600	—	—	3600	—	3300
保育所(私立) (※平成20年度予算ベース)	3300	1600	1600	—	—	6600	4300	10900
延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース)	—	—	—	—	—	—	—	—
病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース)	—	30	30	30	—	80	—	—
家庭的保育事業	—	10	10	10	—	20	—	—
放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース)	—	200	200	200	—	500	—	—
《参考》Ⅰ合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ベース)	25% (3300億円)	54% (7100億円)	11% (1400億円)	10% (1300億円)	100% (1300億円)	—	—	—
一時預かり	—	30	30	30	—	80	—	—
児童手当	2700	2900	2900	1800	—	10300	—	10300
《参考》Ⅱ合計 (※上記のほか、 児童扶養手当等を含む) (平成19年度予算ベース)	25% (6400億円)	53% (136500億円)	14% (3500億円)	8% (2100億円)	100% (236500億円)	—	—	—
全戸訪問 ・育児支援家庭訪問	—	—	—	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点	—	100	100	100	—	300	—	300
ファミリーサポートセンター	—	—	—	—	—	—	—	—
妊婦健診(公費助成)	—	—	—	—	—	—	—	—
《参考》Ⅲ合計 (※上記のほか、 社会的養護等を含む) (平成19年度予算ベース)	36% (11600億円)	59% (27000億円)	5% (2000億円)	0%	100% (49000億円)	—	—	—

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。

※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。

※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外に妊婦本人が健診費用を負担。